

## 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 人員・設備基準

### 1. 人員に関する基準（外部サービス利用型以外）

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	専らその職務に従事する常勤の者
生活相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、※社会福祉主事	①常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上 ②うち1人以上は常勤
看護職員	看護師、准看護師	【利用者の数が30を越えない場合】 ①常勤換算方法で1以上 【利用者の数が30を越える場合】 常勤換算方法で、1に利用者の数が30を越えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ②うち1人以上は常勤
介護職員	なし	①常に1人以上 ②ただし、利用者がすべて「要支援者」である場合は、宿直勤務時間帯は除く ③うち1人以上は常勤
* 利用者がすべて「要支援者」の場合は、看護職員又は介護職員のうちいずれか1名は常勤		
看護職員と介護職員の合計数	常勤換算方法で、要介護者及び要支援2である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1及び要支援1である利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上	
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	1以上
計画作成担当者	介護支援専門員	①1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） ②専らその職務に従事する者

- 【注】1 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。
- 2 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- 3 「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

※社会福祉主事の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、厚生労働省の指定科目が、卒業年次で異なりますので、事前に証明書を発行した大学・短大又は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（TEL03-5253-1111）にお問い合わせいただきご確認願います。

## 2. 人員に関する基準（外部サービス利用型）

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	専らその職務に従事する常勤の者
生活相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、※社会福祉主事	①常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上 ②うち1人以上は常勤
介護職員	なし	常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人以上
計画作成担当者	介護支援専門員	①専らその職務に従事する者 ②1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） ③うち1人以上は常勤
* 常に1以上の指定特定施設の従業者（生活相談員、介護職員、計画作成担当者）を確保すること		

【注】1 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。

2 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

3 「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

4 (1)人員に関する基準で示されている管理者、生活相談員、介護職員、計画作成担当者は、特定施設本体で配置すべき人員となります。（外部委託分の人員を除く）

※社会福祉主事の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、厚生労働省の指定科目が、卒業年次で異なりますので、事前に証明書を発行した大学・短大又は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（TEL03-5253-1111）にお問い合わせいただきご確認願います。

### （外部サービス利用型実施にあたっての留意点）

- ①受託居宅サービスの提供に関しては、事業の開始にあたって、指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護の受託居宅サービス事業者と業務委託契約書を締結する必要があります。
- ②指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護以外については、利用者の状況に応じて、③に記載するサービス内から必要なサービスを実施する受託居宅サービス事業者と業務委託契約書を締結する必要があります。
- ③受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定居宅サービス事業者（指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第193条に規定する指定福祉用具貸与）及び指定地域密着型サービス事業者（指定認知症対応型通所介護）です。
- ④指定地域密着型サービス事業者（指定認知症対応型通所介護）と契約する場合は、枚方市に所在する事業所であることが必要です
- ⑤業務委託契約書については、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うことができる旨記載されていること、また、受託居宅サービス事業者の業務実施状況について定期的に確認し、その結果を記録する旨記載されていることが必要です。

### 3. 設備に関する基準（外部サービス利用型を含む）

設備	基準	配慮事項
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること</li> </ul>	
介護居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>個室、ただし、利用者への処遇が必要な場合は2人とすることができる</li> <li>プライバシーの保護に配慮し介護を行える適当な広さであること</li> <li>地階に設けてはならないこと</li> <li>1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること</li> <li>非常通報装置を設置すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナースコール等通報装置が設置されていること</li> <li>居室の鍵については、緊急時には外から開錠できるようになっていること</li> <li>扉や窓には徘徊防止・転落防止の対策をとること</li> </ul>
一時介護室※ ※外部サービス利用型を除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護を行うために適当な広さを有すること</li> </ul>	
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱衣室と浴室は、廊下等から直接見えないように配慮すること</li> <li>手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮し、介助浴が行える広さを確保すること</li> <li>ナースコールが設置されていること</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること（車いすや歩行器等でも使用可能な広さを確保すること。また、スタッフが介助しやすいスペースも確保すること）</li> <li>利用者数に応じて複数箇所の設置が望ましい</li> <li>ナースコールが設置されていること</li> <li>扉の設置などプライバシーの配慮が必要であるが、緊急時には外から開錠できるようになっていること</li> <li>石けんや洗剤などの誤飲予防対策を行うこと</li> </ul>
食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること</li> <li>※ただし、外部サービス利用型であって、居室の面積が25平方メートル以上の場合には食堂を設けないことができる</li> </ul>	
機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること</li> </ul>	
その他設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない</li> <li>規模の大小にかかわらずスプリンクラー、火災報知機の設置、2方向避難路が確保された建物であること</li> <li>建築基準法及び消防法の定める構造設備の基準に適合していること</li> </ul>	

#### 4. その他設備に関する配慮事項

構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差の解消、手すりの設置、スロープの設置など、高齢者の利用に配慮した設備構造とすること</li> <li>・日光（採光）・通風（適温保持）に配慮した設備構造とすること</li> <li>・災害等非常時の避難経路及び体制を確保すること （建物が建築基準法に適合し、消防法等の基準にも適合すること）             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 新築の場合は、建築基準法適合・建築確認申請の検査済書（工事完了検査時に交付される）が必要</li> <li>* 消防法等の基準に適合・防火対象物使用開始届出書（所轄消防署において交付される）が必要</li> <li>* 災害等非常時の避難経路（最低2方向）を確保すること</li> </ul> </li> <li>・車いす、歩行器等の通行に支障のない幅員を確保すること</li> <li>・処遇スペース（食堂・機能訓練室・静養室・相談室）については、同一階に設置すること（エレベータの設置により利用者の移動に支障がないと認められる場合を除く）</li> </ul>
玄関（出入り口）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊防止の対策をとること</li> </ul>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染性胃腸炎を含めた感染症対策として、使い捨てのビニール手袋・マスクを着用し、また消毒作業手順等について保健所の助言・指導を求め、密接な連携を確保すること</li> </ul>
設備等に関する使用権原の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地、建物等については、原則自己所有物件であること             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 所有権以外による場合は、事業を安定的に運営できるよう適切な権限取得（例えば賃貸借契約の締結）が行われていることが確認できるものに限る</li> </ul> </li> </ul>
床材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床材は滑りにくく、転倒しても怪我をしにくい材質にすること</li> </ul>
水回り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面台は自動水栓、レバー式などの高齢者が使いやすいものにすること</li> <li>・衛生面を考慮して共用タオルを使用しないこと</li> <li>・やけど等の事故防止に注意した仕様とすること</li> <li>・洗面台のオーバーフロー等の対策をとること</li> </ul>
事務スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務スペースは設備備品を配置できる広さを確保すること</li> <li>・ケースファイル等の個人情報、施錠できるものに保管すること</li> </ul>